

滋賀県立看護専門学校会議規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県立看護専門学校学則(昭和49年滋賀県規則第14号)第36条の規定に基づき、滋賀県立看護専門学校(以下、「学校」という。)における会議の組織および運営に関し必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 学校に次の会議を設置する。

- (1) 運営会議
- (2) 職員会議
- (3) 教務会議
- (4) 単位認定会議
- (5) 講師会議
- (6) 実習指導者会議
- (7) 学校関係者評価会議

(構成、開催日および協議事項)

第3条 会議目的、構成員、開催および協議事項は、別表1のとおりとする。

- 2 校長は、必要があると認めるときは、別表1に定める構成員以外の者を会議に出席させ、意見および説明を聞くことができる。
- 3 会議は、別表1に定めるもののほか、臨時に開催することができる。

(運営)

第4条 会議は、校長または校長が構成員のうちから選任した者が主宰する。

(議事録)

第5条 会議を開催したときは、議事を記録するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

名称	目的	構成員	開催	協議事項
運営会議	学校の運営に関し、重要な事項を協議し、円滑な学校運営を図ることを目的とする。	校長、次長、教務主任、その他校長が必要と認めた者	随時	(1) 学校の諸規定の制定、改廃に関する事項 (2) 学校の教育方針、教育計画および教育内容に関する事項 (3) 学生の募集に関する事項 (4) 学校の予算方針に関する事項 (5) 学生の身分に関する事項 (6) 転入学および転学に関する規程第5条に定める転入学等の審査 (7) 既修得単位の認定に関する規程第3条に定める既修得単位の認定 (8) 学生の懲戒に関する規程第4条に定める懲戒に係る調査および審議 (9) 学則第26条に規定する卒業認定に関する協議 (10) その他学校の運営、管理に関し、校長が必要と認める事項
職員会議	職員会議は、学校の業務に関し、職員の連絡調整を密にして、学校運営を円滑に図ることを目的とする。	全職員	毎月1回以上	(1) 学校行事その他の連絡調整に関すること。
教務会議	教務に関し、連絡調整を密にして、教育活動を円滑に推進することを目的とする。	教務主任ほか教育に携わる職員	週1回以上	(1) 教育計画に関すること (2) 教育内容に関すること (3) 教務の連絡調整に関すること
単位認定会議	学生の単位認定に関する事項を協議するものとする。	校長、教務主任ほか教育に携わる職員	2月、3月	(1) 履修規程第5条に定める単位認定
講師会議	教育内容に関する事項を協議し、連絡調整を密にして、教育活動を円滑に推進することを目的とする。	校長、教務主任、専任教員および講師	必要に応じて	(1) 教育内容および方法に関すること。
実習指導者会議	臨地実習にかかる指導および内容に関する事項を協議し、連絡調整を密にして、実習を効果的に実施することを目的とする。	教務主任、実習調整者、専任教員、実習指導員および実習施設の実習指導者	随時	(1) 実習内容および指導に関すること。
学校関係者評価会議	教育および学校運営に関することについて協議し、もって時代の要請に応じた看護師養成を目指すことを目的とする。	校長、次長、教務主任ほか教育に携わる学校関係者および臨地実習依頼先5病院教育担当者	年度末	(1) 教育計画に関すること (2) 教育内容に関すること (3) 卒後教育との連携に関すること (4) その他学校教育に関すること (5) 学校運営に関すること